

令和7年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 令和8年2月18日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第36号議案 「静岡県部活動ガイドライン」の改定 …非

<非>第37号議案 「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の改定 …非

<非>第38号議案 「静岡県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む）に勤務する教職員の心の健康づくり計画（第4期計画）」の改定 …非

<非>第39号議案 教職員の懲戒処分 …非

<非>第40号議案 教職員の懲戒処分 …非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

<非>第 36 号議案

「静岡県部活動ガイドライン」の改定

県立学校及び公立中学校の部活動の在り方に関して、県としての基本的な考え方や取組方針を示すことを目的として、別冊のとおり静岡県部活動ガイドラインを改定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

【補足資料】

令和8年2月18日提出

(件名)

「静岡県部活動ガイドライン」の改定

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

1 概要

令和8年2月4日の教育委員会定例会にて、本案について説明し、令和8年2月9日を期限に意見募集を行い、御意見を頂戴した。

教育委員の御意見を踏まえた修正案を報告し、承認をいただいた上で、県立学校及び県内全市町に提示する。

2 議案の位置付け

令和7年6月の給特法改正に伴い策定された「業務量管理・健康確保措置に関する指針(令和7年9月、文科省)」において、「休養日及び活動時間についてスポーツ庁及び文化庁が別に定める基準に従うこと。(第2章第3節(2)⑬部活動)」と示されたことから、同指針の内容を踏まえ、「静岡県部活動ガイドライン」を改定する。

3 本案のポイント

- ・国ガイドラインとの相違を修正(休養日及び活動時間等)
- ・前回改定から今回改定までの間に出された通知等を反映
- ・古いデータや資料等を削除、運動部に限定された表現を修正

4 修正案

別冊を参照

5 今後のスケジュール

令和8年3月 県立学校及び県内全市町に提示

令和7年度 教育委員会定例会委員協議会 意見対応表

1 部活動の意義と位置付け

御意見	分類	対応案
<p>教員の負担軽減、少子化、学校統廃合、一貫教育、多国籍化教育、教育のフレキシブル化等、学校教育で直面している現環境を追記願います。</p>	<p>趣旨をえ踏ま追記</p>	<p>【見え消し版】P2、前文、○の3つ目 「今日、学校教育は、少子化や学校統廃合への対応に加え、一貫教育の推進や多国籍化する教育環境への対応、さらには学びのフレキシブル化など、極めて複雑かつ多様な課題に直面しています。こうした中、教師の負担軽減を図りつつ、部活動を従前と同様の体制で維持・運営することは、より一層厳しくなります。」と修正しました。</p>
<p>学習指導要領（中学校）では、部活動は教育課程との関連を図ること、（高校）では、生徒の自主的・自発的な参加として留意すると示されたが、現状どのようなことが必要となるか、説明を追記する。</p>	<p>趣旨をえ踏ま追記</p>	<p>【見え消し版】P4、1、(2) 「教育課程との関連を図るとは、学校全体の教育目標を達成するための手段として、教科等と足並みを揃えること、授業で学んだ知識や技術を、部活動の実践的な場面で活用し、深め、部活動で培った粘り強さ、リーダーシップ、人間関係の形成能力を、教科学習や学級活動の意欲に繋げること、教師が、授業での生徒の様子と部活動での様子を合わせて把握することで、一人ひとりの個性に応じた一貫性のある生徒指導や学習支援を行うことを意味しています。」と追記しました。</p>
<p>「教育課程外の学校教育活動」とは、部活動の他に、どのようなものがあるか。</p>	<p>質問への回答</p>	<p>通常の時間割とは別に実施される「講習や補講」は、教育課程外の学校教育活動となります。</p>
<p>部活動が、「教育課程との関連が図られるよう留意する」のであれば、生徒が一律に加入することを義務としたほうが良いのではないか。</p>	<p>質問への回答</p>	<p>学習指導要領において、「部活動は、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである」との記載が上位の考え方であり、部活動を実施する場合には、教育課程との関連を図ることとしています。</p>
<p>(5)イで「スポーツ・文化芸術活動の楽しさなど」を理解し見つけることも重要なため、活動そのものの楽しさを理解する視点があっても良いと思います。</p>	<p>趣旨をえ踏ま追記</p>	<p>【見え消し版】P5、2、(5)、イ 「スポーツ・文化芸術活動の行い方や楽しみ方など」の後に、「を理解し、自己の興味関心に応じた活動を見つけ、」を追記しました。</p>

2 本県が目指す部活動

御意見	分類	対応案
部活動の価値や役割等の観点から、大会重視の現行の部活動はトーンダウンするべきであり、学校や地域クラブ、県、市町が担う役割を明確にする。	趣旨を踏まえた追記	<p>【見え消し版】P 8、6、ウ 「生徒の夢や将来の目標に向けての支援を行うとともに、学業とのバランスの取れた学校生活を送ることができるよう参加する大会数等に配慮すること。」を追記しました。 本ガイドラインにおいて、「校長、顧問」等の主語を記載し役割を明確することについて部活動検討委員会において協議したところ、部活動を生徒、学校、家庭、地域等の関係者が一体となって支える趣旨から、あえて記載を見送ることとしました。</p>
人間性や社会性を評価するポイントはあるか。	質問への回答	<p>H30年に本ガイドラインを策定するにあたり、人格形成や社会性の育成に関するアンケートを実施しましたが、今回の改定では実施しておりません。今後、「学校対象調査」等における調査及び評価を検討してまいります。</p>
H30年に県ガイドラインを策定した際のアンケートにおいて、「社会性を育む」ことを調査した質問内容について、教えてほしい。	質問への回答	<p>H29年に「県運動部活動ガイドライン」の策定時に、公立高校（全日制90校）と公立中学校（172校*政令市を除く）に「部活動に関するアンケート」を実施しております。そのうち、管理職及び一般教員を対象としたアンケートにおいて、「部活動の目的や意義について自身の考え」を13項目から一つ選択する設問にて、「②仲間や教員との関わりを通して、社会性を育む」との選択肢を設けています。</p>
「障害のある生徒もそうでない生徒も」という表現よりも、すべての生徒にすることでやさしい表現となる。	質問への回答と修正	<p>「障害の有無に関わらず すべての生徒」というイメージが「すべての生徒」だけでは湧きにくいことから、あえて、このような表現としており、【「共生・共育」（静岡県版インクルーシブ教育システム）の在り方について」（R7県教育委員会）】より引用し、「障害のある生徒もない生徒も」に修正しました。</p>
体力テスト結果と医療費の関係性を集計したデータはあるか。	質問への回答	<p>「新体力テストの運動能力の合計点や評価」と「医療費」の相関関係について、本課での調査はございません。</p>

<p>仲間やチームでの協働・共感について、評価を行っているか。</p>	<p>質問への回答</p>	<p>本課での調査はありませんが、静岡県高等学校体育連盟が実施した「高校生の部活動に関する意識調査（H31）」では、運動部90.7%、文化部78.6%の生徒が「良い友達に巡り会えた」と回答しています。</p>
<p>本県は気候も穏やかで、多様な食文化が根付く地域であり、部活動、特にスポーツの実施に非常に有利な環境である。本県の盛んな活動を今後も推進・発展させる本県特有の視点があっても良い。</p>	<p>意見への回答</p>	<p>県立高校においては、地元食材を活用したお弁当やスイーツの商品化に取り組む部活動や富士山0合目からの登山やお鉢周りなど静岡ならではの活動をする登山部などがあり、本県特有の自然や文化を生かした活動の発展について研究してまいります。</p>

3 その他

御意見	分類	対応案
<p>県指導者研修や県独自のライセンスを設ける予定はあるか。 (学校施設の管理運営の効率化)</p>	<p>質問への回答</p>	<p>県教育委員会において、今後設ける予定はございません。 ただし、県教育委員会で任用する外部指導者（部活動指導員、スポーツエキスパート）については、年に1回の研修を義務づけています。 また、部活動顧問や外部指導者が参加する指導者講習会を県高等学校体育連盟及び県中学校体育連盟において実施するにあたり、県教育委員会において財政的支援をしているところです。</p>
<p>地域展開により、校内に外部人材が出入りすること機会が増加するが、学校施設の防犯や備品の管理、事故発生時の責任の所在など、現場が抱く不安化しようのための運用マニュアルやスマートロック等の設備改修について、県の支援方針はあるか。 (学外者の出入りに伴う安全管理・セキュリティ体制)</p>	<p>質問への回答</p>	<p>国の「部活動地域移行促進 公立学校施設整備費補助金」を活用し、必要な公立中学校等の施設の整備・改修(セキュリティ強化、スマートロック、倉庫等)が可能であり、県から各市町に周知しています。</p>

＜非＞第 37 号議案

「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の改定

地域クラブ活動の推進等に関して、県としての基本的な考え方や取組方針を示すことを目的として、現行方針を改定し、別冊のとおり「地域クラブ活動の推進等に関する静岡県の方針」として改定する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

静岡県教育委員会教育長

【補足資料】

令和8年2月18日提出

(件名)

「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」の改定

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・健康体育課)

1 概要

令和8年2月4日の教育委員会定例会にて、本案について説明し、令和8年2月9日を期限に意見募集を行い、御意見を頂戴した。

教育委員の御意見を踏まえた修正案を報告し、承認をいただいた上で、県内全市町に提示する。

2 議案の位置付け

文部科学省の国ガイドライン改定（令和7年12月）を受け、本県においても「都道府県全体としての改革方針を示す」という国の指針を踏まえ、従来の「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を改定する。

3 本案のポイント

- ・県としての基本的な考え方及び改革実行期間（令和8年度～13年度）における県の取組について示す。
- ・具体的な取組については、国のガイドラインを基に改革を進めることを明示する。

4 修正案

別冊を参照

5 今後のスケジュール

令和8年3月 県内全市町に提示

令和7年度 教育委員会定例会委員協議会 意見対応表

1 「3 改革実行期間と具体的な支援」について

No.	御意見	分類	対応案
1	令和5年発行の方針に詳しく述べてあるので踏襲してください（指導者確保、市町コーディネーター、施設確保、安全基準、財務支援）。	趣旨を踏まえ計画に反映	【見え消し版】 3 改革実行期間と具体的な支援 ○市町の取組に対する支援 「指導者の確保・育成」「活動場所の確保」「適切な指導及び安全・安心の確保」「組織体制・財政基盤の整備」を追記しました。
2	過疎地域・中山間地域では、学校部活動の維持を柔軟に認めてください。	趣旨を踏まえ計画に反映	【見え消し版】 2 静岡県が目指す姿(基本的な考え方) 「※過疎地域や中山間地域等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進」を追記しました。
3	学校の部活動指導員や学校の外部指導員のライセンス制度の検討	趣旨を踏まえ計画に反映	【見え消し版】 3 改革実行期間と具体的な支援 ○市町の取組に対する支援 「認定地域クラブ活動指導者登録制度における研修」を追記しました。
4	生徒と指導員等との連絡ツール支援（アプリ使用など、個人的に繋がらない仕組み）	趣旨を踏まえ計画に反映	【見え消し版】 3 改革実行期間と具体的な支援 ○市町の取組に対する支援 「適切な指導及び安全・安心の確保」を追記しました。また、市町が認定する地域クラブに対して、県のガイドラインを参考に「適切な指導の実施体制」や「適切な安全確保の体制」を整えるよう、全市町が参加する協議会等で周知します。
5	静岡県として令和10年度末までに「休日の地域展開」を何%の市町で完了させるなどの独自のロードマップはあるのでしょうか。	質問への回答	県としては、全市町が令和10年度までに地域展開等に着手できるよう支援してまいります。令和7年度に実施した調査では、過半数の市町が休日の地域展開を目指しておりますが、地域差も大きく、それぞれの実情に応じた取組を尊重していることから、一律の数値目標は設定しておりません。
6	受益者負担（参加費）による「体験格差」を防ぐために何か準備していることはありますか。	質問への回答	経済的困窮世帯の生徒への支援として、地域クラブへの参加費等を補助します。
7	地域展開する場合の費用、予算等についてどのようになっているのか疑問に思いました。指導員を配置することがボランティアのみでは限界があるように思います。また、部活動の指導員の方と学校との関係性があまり明確でないように思いました。今後の議論になると理解しておけばよろしいでしょうか。	質問への回答	地域展開に係る費用については、地域クラブ活動の活動費や推進体制の整備等について、市町に対して国及び県が補助します。 指導員と学校との関係性については、国ガイドラインに示された認定制度に基づき、活動方針やスケジュール、生徒の活動状況の情報共有等、連携を図っていただくよう各市町に周知してまいります。

2 その他

No.	御意見	分類	対応案
1	本件は、独立した方針ではなく「静岡県部活動ガイドライン」と連動して内容が検討されるものです。「教員の負荷低減」×「生徒の活動機会確保」×「地域の力の活用」以外の目的はあまり強調しなくて良いと思います。小回りが利かなくなる。	趣旨を踏まえ計画に反映	【見え消し版】 本方針は、地域クラブ活動推進等を対象とするものであり、静岡県部活動ガイドラインは、県立学校の部活動、中学校の平日の部活動及び地域展開が困難な場合の休日の部活動を対象とするものです。その位置づけを明確にする図を追加します。
2	市区町村が「認定地域クラブ活動」を認定する際、県内で認定要件に大きなばらつきが出ないように、静岡県独自の「認定基準」など作成する予定はありますか。	質問への回答	県としては、独自の基準は設けず、国が示す地域クラブ活動認定制度に基づいて、各市町が認定していきます。大きなばらつきが出ないように、この認定制度に基づいて実施していくよう周知していきます。
3	県内にJSP0クラブマネージャーの有資格者は何名いるのでしょうか。	質問への回答	現在、県内のJSP0クラブマネージャーの有資格者は6名です。
4	教師の兼職兼業の積極的な許可に加え、大学生や民間人材を確保するための「県広域の人材バンク」の運用や、指導者謝金の目安（低廉な参加費と指導者報酬の両立）について、どのような方針を持っていますか。	質問への回答	指導者確保については、これまで県スポーツ協会を通じ、各団体へ人材バンク登録の協力依頼を行ってまいりました。今後は、SNS等の県広報も活用し、大学生や民間人材の確保を進めてまいります。指導者謝金については、国の部活動指導員における積算単価1600円/時間が目安となり、低廉な参加費と適切な報酬の両立を図る方針です。
5	ガイドラインでは「可能な限り低廉な参加費」が求められる一方で、指導者への適切な処遇やICT活用など「持続的・安定的な運営」も重視されています。静岡県として、活動の維持に必要な実費以外に、組織の次年度への繰越金や設備投資に充てるための「事業利益」をどの程度まで許容する方針ですか。	質問への回答	地域クラブ活動に関する認定制度における認定要件に、事業利益に関することは示されていませんが、「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」との要件があることから、必要な範囲で事業利益を生むことは可能であると考えます。
6	民間企業が運営主体（実施主体）となる場合、CSR（社会貢献）の枠を超えた収益事業としての展開はどの程度可能ですか。特に、学校施設を優先利用する際の「使用料減免」等の公的支援と、企業が得る利益のバランスをどう整理されますか。	質問への回答	学校教育上支障のない限りにおいて学校施設を目的外使用に供することは可能です。ただし、使用料減免制度については、各自治体の条例・規則によります。
7	国は地方公共団体間でのばらつきを抑えるために金額の目安を示すとしています。静岡県として独自の「上限額」や「標準的な単価」を設定する構想はありますか。	質問への回答	「上限額」や「標準的な単価」等、金額の目安については、国が示す目安に準じる方針です（3000円/月）。
8	地域展開は今後の少子化、先生の働き方改革などを考えると、非常に重要な点になると思います。方針にしたがって確実に実行できると良いと思います。地域格差をどのように吸収していくかなども課題になるかと思っています。	意見への回答	地域格差をはじめとする各種課題への対応につきましては、県協議会における情報共有・意見交換等による好事例の展開や広域連携などにおいて、各市町を支援してまいります。

<非>第38号議案

静岡県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む）に勤務する
教職員の心の健康づくり計画の改定

労働安全衛生法に基づき、静岡県教育委員会事務局及び教育機関（県立学校
を含む）に勤務する教職員の心の健康づくり計画を別紙のとおり改定する。

令和8年2月18日提出

静岡県教育委員会教育長

教職員の心の健康づくり計画（第4期）の策定

（教育厚生課）

（要旨）

教職員が健康で教育活動に十分な能力が発揮できるよう、総合的なメンタルヘルス対策を実施するための基本となる「教職員の心の健康づくり計画（第4期）」を策定する。

1 計画の概要

（1）位置づけ

- ・労働安全衛生法に定める「労働者の健康の保持増進のための指針」
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（厚生労働省）に定める「心の健康づくり計画」

（2）期間

令和8年度～令和10年度

（3）内容

○教育委員会職員安全衛生協議会（10/17）の御意見等を踏まえ、策定

ア 安全衛生協議会の主な意見

- ・相談窓口が周知されていないのではないか。教職員の目に入るような工夫が必要
- ・勤務時間中の相談はできないので、LINEによる相談はありがたい
- ・若い教職員の中には、管理職を相談相手として見ていない可能性もあるので、相談窓口が外部にあるのは良い
- ・発達障害の方の相談が多くなっており、周りの人や管理職の理解が必要 など

イ 重点的な取組

「心と体のケアの一体的な推進」を目指し、2つの重点的な取組を実施

①身体症状への早期対応

- ・心と身体はつながっていることから、まずは健康診断の受診促進
- ・時間外勤務80時間超の教職員に対し、健康管理医による面接の実施促進

②病気や障害についての理解促進

- ・病気や障害に対する正しい知識を習得することのできる様々な研修の実施
- ・研修内容については、教職員からの聞き取りを踏まえて、これまでの内容をアップデート

【相談・研修】世代別研修、教職員サポートルーム相談、出張ストレスカウンセリング など

2 今後のスケジュール

時期	内容
R8.2	教育委員協議会において協議 ⇒ 定例会において議決
R8.3	教育部内、県立学校へ通知
R8.4以降	改定計画施行 市町教育委員会へ周知・策定啓発 校長協会、校長会にて周知 職場の安全衛生管理者研修（9～11月）にて周知

教職員の心の健康づくり計画<第4期計画>【概要版】

1 計画の位置付け

- 労働安全衛生法に定める「労働者の心の健康の保持増進のための指針」
- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省)に定める「心の健康づくり計画」
- ・対象：教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む）に勤務する教職員
- ・期間：令和8～10年度（3年間）

2 計画改定の背景と目的

- 精神疾患による長期療養者在職者比率は増加傾向にある。
- 職員が健康で、能力を十分に発揮するため、総合的なメンタルヘルス対策を実施する。

3 第3期計画の評価

No.	指 標	目 標	現状値 (R6)
1	精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	0.8%以下	1.42%
2	20歳代教職員の精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	1.3%以下	3.20%
3	「よく眠れない」教職員の割合	13.3%以下	15.95%
4	「仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて相談できる人がいない」教職員の割合	6.9%以下	8.16%
5	職場環境改善への取組率向上	100%	96.21%

長期療養者は増加し、「よく眠れない」「相談できる人がいない」教職員の割合も高くなっており、目標を達成できていない。

6 重点的な取組

①身体症状への早期対応

- ・心と身体はつながっていることから、まずは健康診断の受診促進
- ・時間外勤務80時間超の教職員に対し、健康管理医による面接の実施促進

②病気や障害についての理解促進

- ・病気や障害に対する正しい知識を習得することのできる様々な研修の実施
- ・研修内容については、教職員からの聞き取りを踏まえて、これまでの内容をアップデート

面談

- ・教職員サポートルーム相談
- ・出張ストレスカウンセリング
- ・外部機関の相談窓口

<取組内容>
相談員の増員、土日やLINE相談など相談窓口の拡充と周知

研修

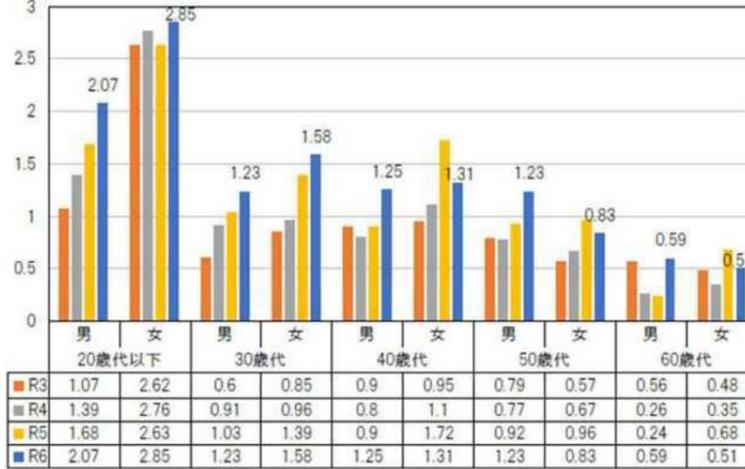
- ・若手メンタルヘルス研修
- ・新任管理者メンタルヘルス研修
- ・職場の安全衛生管理者研修

<取組内容>
セルフケアの方法、病気や障害についての知識、コミュニケーションスキルの獲得

4 教職員のメンタルヘルスに関する現状

○精神疾患による長期療養者の男女別年代別在職者比率

*若年層では女性、ベテラン層では男性の比率が高くなっており全体的に増加傾向



○職場復帰相談の状況

*長期休業者の復帰相談に対応し、増加傾向

	R3	R4	R5	R6
職場復帰相談の件数	33	40	50	51

○メンタルヘルス相談の状況

*様々な相談窓口を設置しているが、更に周知の工夫が必要

	R3	R4	R5	R6
ストレスカウンセリングの件数	191	160	192	198

○ストレスチェック事業

*全職員にストレスチェックを実施、総合健康リスクは標準的な数値より低い状況

	R3	R4	R5	R6
総合健康リスクの値	84	86	85	83

5 メンタルヘルス対策の基本的な考え方

3つの予防

- 一次予防…心の健康の保持増進と不調の未然防止
- 二次予防…メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応
- 三次予防…円滑な職場復帰と再発防止

4つのケア

<p>セルフケア</p> <p>自身のストレスの気付きと適切な対処</p>	<p>ラインケア</p> <p>管理監督者による職場環境改善や教職員支援</p>
<p>産業スタッフ等によるケア</p> <p>産業医、保健師、心理職等がセルフケア、ラインケアの支援</p>	<p>外部専門機関によるケア</p> <p>相談機関等、外部の専門家の助言やサービスを活用</p>

8 教職員の心の健康づくり計画の目標

○以下の目標を掲げ、教育委員会と学校が連携して取り組んでいく

No.	指 標	目 標
1	精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	1.1%以下
2	20歳代教職員の精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率	2.4%以下
3	「よく眠れない」教職員の割合	14.3%以下
4	「仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて相談できる人がいない」教職員の割合	7.4%以下
5	ストレスチェック受検率	100%
6	職場環境改善への取組率向上	100%

*<1～4>令和3～6年度実績値の最低値を参考に目標を設定
*<5, 6>全所属が取り組むことを目標に設定

7 教職員の個人情報の保護

第21回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P1

監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 7 年度第 2 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 7 年度 第 2 回	R7. 9. 25	R7. 6. 4 ～ R7. 8. 4	定期監査	32所属	注意 1 件 意見 5 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
- オ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 7 年度第 2 回 監査結果

- ア 定期監査
<注意：1 件>

対象機関	件 名	詳細
義務教育課	誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施	1

- <意見：5 件>

対象機関	件 名	詳細
教育総務課	不祥事根絶の取組	2
教育政策課	いじめ対策の効果的な実施	3
高校教育課	行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施	4
健康体育課	ヘルメット着用の促進	5
社会教育課	施設開放に伴う学校の事務負担の軽減	6

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局義務教育課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施</p> <p>3 内 容 教育委員会事務局義務教育課は、令和7年5月10日に実施した教員採用第1次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に出願した4人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>受験者が入力した出願データから、以後の作業に使用する一覧表を作成する際、出願区分の入力を誤りました。速やかに、当該受験者に謝罪のうえ概要の説明をするとともに、再試験を実施しました。</p> <p>再発防止に向け、各作業工程の中で受験者が入力した出願データと、各工程の成果物（座席表や配布物等）との突合点検の回数を増やすことや、複数ある出願区分ごとの試験問題を1つに集約し、受験者自身が出願区分の試験問題を選択する方法等を講じます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶の取組</p> <p>3 内 容 教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。</p> <p>このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和5年度の4件から令和6年度の2件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。</p> <p>最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像をSNSで共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等がどの程度認識しているか、教育委員会では明確に把握できていません。</p> <p>盗撮事案や、児童生徒とのSNS等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・SNS等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>児童生徒性暴力等を防止するため、令和2年度から、児童生徒とのSNS等による私的なやりとりの禁止、面談等の生徒指導における単独対応の禁止や自家用車への同乗禁止などについて、県教育委員会が例示した共通ルールをもとに、各学校において具体的なルールを定めるとともに教職員、児童生徒、保護者が共通認識できるよう周知を図っています。</p> <p>また、各学校におけるルールの策定及び周知状況やルール違反の有無、その行為に対する管理職の対応状況等について、毎年度実施する内部監査において確認するとともに、年度当初や学期ごとの節目等、複数回のルール周知により三者の認識を高めるよう管理職に対して指導を行っています。</p>	

なお、保護者に対しては、県教育委員会が示した周知方法の例を参考に各学校において周知しており、ルールを認識していただいているものと考えております。周知状況の把握につきましては、年度末に不祥事根絶に係る取組の実施状況について各学校から報告を受ける中で、ルールの周知状況についても把握することとし、三者がルールの共通理解をした上で学校教育活動を行っていく体制づくりを進めてまいります。

児童生徒性暴力等の事案を根絶する対策を強化することについて検討するため、令和7年9月に教職員と児童生徒とのSNS等を介したやりとりの実態等の調査を実施し、現状を把握したところです。今後、その内容を踏まえ教職員と児童生徒との連絡ルールの厳格化を図り、教職員、児童生徒、保護者が共通認識した上でルールの徹底を図る取組を行ってまいります。

また、教職員が教育活動において児童生徒を撮影する際のルールにつきましても、私的端末の使用を含めたルールを令和7年中に明文化し、学校に周知徹底することで、児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができる環境を整えてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育政策課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 いじめ対策の効果的な実施</p> <p>3 内 容 教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し人権教育を積極的に推進することを必要としています。</p> <p>一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和6年度の実績値は小学校55.4%、中学校66.5%からそれぞれ小学校で27.7ポイント、中学校で14.4ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。</p> <p>いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によっては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果のないいじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 現状について</p> <p>県教育委員会では、いじめ防止対策推進法に規定されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）について、いじめが発生した場合、学校いじめ対策組織を活用し組織的に対応することを指導してきましたが、各学校の具体的な開催状況については確認していませんでした。</p> <p>「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」の数値の低下については、令和5年度までと令和6年度で、質問内容や選択肢を変更したことが要因の一つと考えます。令和5年度までは、学校に限定して相談できる人がいるかどうかを聞きましたが、令和6年度は、学校外にも相談できる人がいるかを確認したり、誰にも相談できない児童生徒を把握したりする内容に変更しました。</p> <p>2 改善措置</p>	

政令市を除く、県内の市町立小中学校・義務教育学校、県立高等学校・特別支援学校のすべての学校に対して、令和7年10月20日にアンケート調査の実施を依頼し、学校いじめ対策組織の開催状況や学校いじめ防止基本方針の内容等を調査し、学校の現状把握に努めます。

3 今後の取組

アンケート調査の結果を分析し、令和7年度中に、いじめ対応の要点や好事例等を掲載したリーフレットを作成し、学校及び市町教育委員会へ配信する予定です。各学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた体制の構築推進に向け、取り組んでいきます。

また、児童生徒が一人で悩みを抱えることがないよう、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の配置や、学校に限らず様々な相談窓口につなげる体制を推進していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局高校教育課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施</p> <p>3 内 容 高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。</p> <p>この取組として、「新たな価値を生み出す想像力」や「イノベーションな思考」を持ったアントレプレナーとなる高校生の育成を目的として令和6年度はイノベーションラボを実施し、選考を通過した32人が参加して合宿等を行い、企業視察や起業家等との交流を実施しました。参加に関しては高校生各自が応募するものであり、この取組は特定の生徒に対する効果はあっても、「行きたい学校づくり」に寄与しているとは言い難い内容です。県立高校の魅力が高められ、新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりに寄与できるよう、効果的な事業を実施してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>イノベーションラボの成果を参加生徒個人に留まらず、学校全体に波及させ、「行きたい学校づくり」推進事業に資するよう措置を講じていきます。</p> <p>具体的には、令和8年度事業から、ラボ参加生徒が学校に戻った後、「イノベーションラボの取組」や「思考プロセス」等について全校生徒やグループ（例：探究活動チーム、学年集会等）に対して発表・指導することを行います。参加生徒の経験を学校全体の教育活動へフィードバックしていきます。</p> <p>これらにより、学校全体の教育内容の質的向上と、新しい時代に対応できる汎用的な能力（想像力、イノベーション思考）の育成を図り、魅力ある学校づくりに寄与していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局健康体育課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ヘルメット着用の促進</p> <p>3 内 容 自転車マナーの向上や自転車乗車時のヘルメット着用率を向上させるため、昨年度の監査において、くらし・環境部、教育委員会、警察本部が協力し、効果的で実効性のある取組を推進するよう意見を付したところ、教育委員会では、生徒が参加するグループワークの実施やチラシや副読本などの配布を実施しました。</p> <p>しかしながら、令和6年11月1日時点で全日制公立高校のヘルメット着用率は5.81%となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和7年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。</p> <p>生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の3割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。</p> <p>既に一部の学校で実施されているように、ヘルメット着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県教育委員会では、これまでのチラシや副読本の配布に加え、令和6年度からは自転車ヘルメット着用について生徒同士で話し合う場を設ける等の取組を行ってきましたが、学校現場からはヘルメット着用が法律で努力義務となっていることや、校則等の自由化の流れもあり、着用は生徒自らが考え判断すべきという意見があることも事実です。</p> <p>とはいえ、ヘルメットの着用は通学時の生徒の安全を確保するために重要なことであることから、8月に通学許可時にヘルメットの所持を条件化することを県立学校宛通知により依頼しました。</p> <p>それぞれの学校で、来年度入学生に対して入学のしおり等でヘルメット所持を自転車通学の許可条件とすることを周知し、生徒自らが自分の命を守るためにヘルメットを被るという意識を醸成していきたいと考えており、ヘルメット所持を通学許可条件とした取組が着用率にどのように</p>	

影響を与えたか調査を行い、課題等を確認した上で、更なる着用率の向上に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局社会教育課	令和7年9月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 施設開放に伴う学校の事務負担の軽減</p> <p>3 内 容 社会教育課では、社会教育法第44条第1項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成13年1月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和6年度には高校で86.2%、特別支援学校で52.5%の学校が体育施設を開放している状況です。</p> <p>各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡しが時間外に発生する場合がある。 ・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 <p>学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。</p> <p>教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取組を実施してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>学校施設の開放は社会教育法だけでなく、学校教育法及びスポーツ基本法においても定められており、県民の皆様には社会教育や公共のために利用いただく重要な取組と考えています。</p> <p>一方で、学校現場の負担を軽減することも必要であると認識しております。</p> <p>利用者からの実費負担の徴収に係る負担軽減については、使用料金の定額化も検討しましたが、料金を定期的に見直さなければならず新たな事務負担が生じることもあり、事務負担軽減のための導入は適切でないと考えます。</p> <p>令和6年度末に施設の貸出時間を1時間単位とすることができることや利用実績報告はG o o g l e フォームなどを活用し、紙様式を必ずしも使用する必要が無いことを各校に周知し、負担軽減の推進を図りました。</p> <p>今後も学校や他課と連携して継続して学校現場の負担が軽減できる取組を検討して</p>	

まいります。